

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 阪南市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	80.0%
全職員	79.6%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	104.0%
本庁課長相当職	97.9%
本庁課長代理・主幹相当職	95.5%
本庁主査相当職	102.9%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	90.0%
31～35年	89.5%
26～30年	90.0%
21～25年	98.8%
16～20年	90.0%
11～15年	68.6%
6～10年	69.3%
1～5年	85.0%

【説明欄】

・パートタイム会計年度任用職員のうち、健康保険対象外となる職員については、任用形態が多様であるため、集計の対象外としています。また、対象となる職員の週勤務時間／38.75時間から算出した人数としています。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。